

児童クラブを利用されている保護者の皆さまへ

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課

新型コロナウイルス感染症対策における児童館の臨時休館期間の変更について（お知らせ）

保護者の皆さまにおかれましては、日ごろから児童館運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症における、児童館の臨時休館期間の変更に関しまして、以下のとおりお知らせいたします。皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 臨時休館について

児童クラブの利用児童又は児童館職員が陽性となり、新型コロナウイルス感染症に感染したと思われる日以降に児童クラブに出席・勤務していた場合、専門業者等による児童館内の消毒や、保健所による利用児童・職員等への接触状況調査などのため、5日間を基本に臨時休館期間を設定しておりましたが、これまでの市立学校における消毒作業や調査等が概ね3日間で完了している状況等を踏まえ、11月より3日間を基本とした臨時休館期間に変更し、引き続き児童館内や地域における感染拡大防止に努めます。

また、小学校において在籍児童や教職員の感染が判明し臨時休校となる場合には、当該児童の児童クラブの登録・利用がない場合であっても、地域における感染拡大防止の観点から、これまで同様、当該校に準じて臨時休館とします。

児童クラブの開設時間中に臨時休館となった場合には、可能な限り早い時間でのお迎えをお願いすることとなりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、休館期間中に必要な作業や調査が完了しない場合は、休館期間を延長する場合がございます。その場合は、改めてお知らせいたします。

2 PCR検査等に係る情報提供等のご協力について

児童クラブの利用児童が濃厚接触者となった場合や、同居親族の感染が判明した場合、PCR検査を受けることとなった場合には、速やかに児童館にご連絡ください。

また、これらの場合や発熱・咳などの症状がある場合は、児童クラブの利用を自粛いただきますようお願いいたします。

※濃厚接触者の特定は、保健所が行います。

※いただいた情報については個人情報として厳重に管理いたします。

※利用自粛の期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算しておおむね2週間とします。

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課
仙台市青葉区上杉一丁目 5-12
電話：022-214-8176